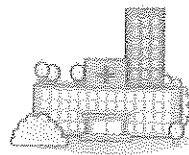


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 4

—相続による事業承継—

どうしたら相続人間の紛争を避けることができるか

医療機関を相続によって事業承継をする場合には、医師である相続人に集中して相続させる必要があります。一方、医師である相続人に集中して相続させると、医師ではない相続人にも相続の期待があるので、医師である相続人とそうではない相続人との間で不公平感が生じ、相続を契機に紛争が生じる可能性が無視できません。それでは、どうすればよいのでしょうか。

(1) 遺言の必要性

特定の相続人に特定の財産を相続させるためには、遺言をしておく必要があります。遺言がない場合には、相続が開始した時点で、被相続人のすべての資産・負債が相続人全員が法定相続分に応じて共有している状態となります。法定相続分は、民法に規定されており、相続人が子と配偶者である場合には、子が2分の1、配偶者が2分の1です。子供が複数いる場合には、子の相続分を子供の数で割った数値がそれぞれの子の相続分となります。子供が2人であった場合には、それぞれの相続分は4分の1になります。遺言がない場合には、共有状態である遺産について、具体的に誰がどの財産をどれだけ取得するのかを決める必要があります。そのために行われるのが、遺産分割協議です。この遺産分割協議の場で相続人間で争いが生じることが多いのです。そのような相続人間の争いを避けるために、被相続人が生前に被相続人の意思で、相続人の誰にどの財産を相続させるのかを決め、そのことを文書にしたもののが遺言です。医師である相続人だけに医療機関を相続により承継させるためには、被相続人が生前の間に遺言をもって、医師である相続人に集中して医療機関を相続させる旨の遺言をしておく必要があります。そして、個人病院・診療所の場合には

医療機関に関連する資産・負債を相続させる旨の、医療法人の場合には、出資持分のすべてを相続させる旨の遺言をしておくことになります。

(2) 遺言の方式

遺言は単に被相続人の意思を文書にしただけでは遺言としての効力はなく、民法によって、法律上有効とされるための要件が決められています。遺言には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

①自筆証書遺言——本人が、本文の全文・日付・氏名を自筆で書いた書面に捺印して作成します。用紙は何でも構いませんが、ワープロ文字や代筆は認められず、必ず自分で書くことが必要となります。

②公正証書遺言——本人が公証人役場に出向き、証人2人以上の立ち会いのもとで遺言の内容を話し、公証人が筆記して作成します。公証人は、文章を本人と証人に読み聞かせして筆記の正確さを確認し、それぞれの署名・捺印を求めます。これに、公正証書遺言の形式に従って作成した旨を公証人が記載し、署名・捺印して完成します。

③秘密証書遺言——公正証書遺言と同じように公証役場で作成するのですが、遺言書の内容を密封して、公証人も内容を確認できないところが相違点です。本人が公証人役場に出向いて証書に署名・捺印した上で証書を封じ、同じ印鑑で封印します。この証書を公証人1人と証人2人以上の前に提出して、自分の遺言である旨を告げ、住所氏名を述べます。それを公証人が封紙に日付と遺言者の申述を記載し、本人と証人と共に署名捺印して作成します。